

<ul style="list-style-type: none"> <li>・フリーランス法が令和6年11月1日に施行されました</li> <li>・令和6年度 SC 安全大会について</li> <li>・年末年始のお知らせ</li> <li>・安全就業標語の募集について</li> <li>・区民まつりに参加しました</li> <li>・配分金振込日のお知らせ</li> <li>・スマイルサポートについて</li> <li>・認知症理解講座について</li> <li>・同好会メンバー募集</li> <li>・シリーズ「SCのお仕事」</li> </ul>	<h1>北 SC 通信</h1>	<p style="text-align: right;">第79号</p> <p>公益社団法人 北区シルバー人材センター 北区赤羽1-1-38 TEL03-3908-8400 FAX03-3908-8405 ホームページ：<a href="https://webc.sjc.ne.jp/kitaku/index">https://webc.sjc.ne.jp/kitaku/index</a></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <input type="text" value="北区シルバー"/>   </div>
---	------------------	--

## フリーランス法が令和6年11月1日に施行されました

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス法）は、フリーランスとして働く人々が安心して仕事ができる環境を整備するために制定されました。

請負や委任で仕事をする**シルバーの会員もフリーランスに該当**し、発注者はフリーランスに対して業務内容や報酬の額等の契約条件を明示する義務が生じるなど、契約方法が変更となります。

フリーランス法施行後は、**発注者と会員が直接契約を結ぶ仕組みに変更**となりますが、**センターはこれまでと変わらず**、発注者と会員の間に入り様々な調整を行いますので、ご安心ください。

契約方法の変更については、[チラシ](#)をご覧ください。

## 令和6年度シルバー人材センター安全大会について

9月27日（金）東京しごとセンターにて、令和6年度シルバー人材センター安全大会が開催されました。

安全就業標語の表彰式では、最優秀賞を受賞された北区シルバー人材センター会員の吉田重久さんが表彰されました。

都内シルバー人材センター3,992点もの応募の中から最優秀作品として選ばれた吉田会員の標語は、令和6年度の東京都連合安全就業標語のポスターとして活用されています。



## 年末年始のお知らせ

年末年始につきまして、**12月28日（土）から1月5日（日）**まで休業とさせていただきます。ご不便をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

休業中に12月の就業報告書をご提出希望の方は、正面玄関向かって右の銀色のポストにご投函ください。



令和 7 年度シルバー人材センター  
**安全就業標語の募集について**

シルバー人材センターで就業する会員の皆さまが安全に就業できるよう、安全就業についての意識を一層高めるため、安全就業標語を募集します。

今回のテーマは、

**テーマ1 「事故防止のための体力づくり」**

**テーマ2 「自転車事故防止への意識向上」** です。

安全就業標語を見たときに「自分も安全について気をつけよう！」と提供いただけるような標語を奮ってご応募ください。


●応募方法

センターへ用紙を直接持参・郵送で受付をします。ホームページでも募集をしております。

●募集期限

令和 6 年 12 月 16 日（月）まで

北区シルバー人材センター ホームページ  
<https://webc.sjc.ne.jp/kitaku/index>  
 トップ→お知らせ一覧→安全就業標語の募集中!!  
 右のQRコードからもホームページを閲覧できます



..... キリトリ .....

**応募用紙**

○テーマ1「事故防止のための体力づくり」

1 \_\_\_\_\_

2 \_\_\_\_\_

○テーマ2「自転車事故防止への意識向上」

1 \_\_\_\_\_

2 \_\_\_\_\_

会員番号 \_\_\_\_\_ 会員氏名 \_\_\_\_\_

## 区民まつりに参加しました

10月5日（土）、6日（日）に開催された【第41回ふるさと北区 区民まつり】では、赤羽会館 1 階展示コーナーにて、シルバー人材センターで承っているお仕事の紹介や会員募集のPR活動を行いました。

土曜日はあいにくの雨、日曜日にも曇りでしたが、盛況のうちに終わり、多くの方にシルバー人材センターのご案内ができました。ブースにお越しいただいた会員のみならず、ご協力いただいた委員や役員の方々、ありがとうございました。



## 配分金振込日のお知らせ

いつも就業ありがとうございます。11月の就業報告書は、**12月4日（水）**までとなっております。

配分金明細書及び配分金支払証明書の郵送は令和6年9月分を持って終了いたしました。今後はSmile to Smileでご確認をおねがいいたします。

ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

	就業報告書提出締切日	配分金振込日
11月分	12月4日（水）	12月25日（水）
12月分	1月8日（水）	1月24日（金）
1月分	2月5日（水）	2月25日（火）



## スマイルサポートについて

# スマイルサポート

### ★第3回「ハウスクリーニング講習会」

(スマイルサポート登録会員：年1回 必須研修)

午前は日常清掃のリーダー会員が講師を、午後は赤羽・王子・滝野川の大掃除班地区リーダー会員が講師を務めます。実践に即した講習内容になっています。ぜひご参加ください。



・日 時：令和7年1月23日(木)

- ① 午前10時～12時……「接遇・マナー」「エコでやさしい掃除の仕方」(座学)
- ② 午後1時30分～4時……「プロ的な清掃の仕方」(実技)

- ・会 場：赤羽会館3階 第2集会室
- ・申 込：電話、ホームページまたは、窓口で直接お申込みください
- ・持ち物：筆記用具、エプロン、布巾(窓ガラス拭きの実技あり)
- ・対 象：シルバー全会員
- ・定 員：各15名(先着順)定員になり次第締め切ります。
- ・申込締切：1月21日(火)

### ★第2回 接遇・マナー研修会

(スマイルサポート登録会員：年1回 必須研修)

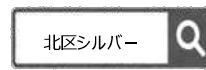
- ・日 時：令和6年12月24日(火) 午後2時～4時
- ・会 場：赤羽会館3階 第2集会室
- ・申 込：電話、ホームページまたは、窓口で直接お申込みください
- ・講 師：渡辺 久美子氏
- ・対 象：シルバー全会員
- ・定 員：15名(先着順)定員になり次第締め切ります。
- ・申込締切：12月20日(金)



◆申込先：北区シルバー人材センター  
スマイルサポート担当：中野・田中  
TEL：03-3908-8400  
ホームページ：<https://webc.sjc.ne.jp/kitaku/index>

メニュー→会員ページ→研修・講習案内

右のQRコードからもホームページを閲覧できます





## 認知症理解講座について

### 認知症理解講座



開催日時

令和7年2月6日(木) 午後1時30分～3時

開催会場

赤羽会館4階 第5集会室

費用

無料

対象

シルバー全会員

講師

赤羽高齢者あんしんセンター職員

定員

15名(先着順)

申込締切

令和7年2月4日(火)

申込方法

電話、ホームページまたは、窓口で直接お申込みください

#### Point!

認知症について、理解を深めませんか？  
 ご家族や、就業しているお客様に認知症の兆候が見られる気がする・・・  
 でもどのように対応すればいいの？そんな疑問にもお答えします。  
 知っているのと知らないのでは大違い。  
**生活援助員の方は是非ご出席ください。**



◆申込先：北区シルバー人材センターいきいき生活援助サービス担当：中野  
 TEL：03-3908-8400

ホームページ：<https://webc.sic.ne.jp/kitaku/index>

メニュー→会員ページ→研修・講習案内

右のQRコードからもホームページを閲覧できます

北区シルバー



## 同好会メンバー募集

### コーラス同好会【歌って踊って長生きし隊】

- ★誰でも歌える、やさしい童謡や、なつかしい歌謡曲などを歌っています。
- ★健康長寿のために、いっしょにハーモニーの楽しさを味わいませんか？



毎月第2日曜日 午後1時～3時半  
 練習場所：赤羽文化センターなど  
 会費：500円/月

### 写真同好会

- ★写真を撮ること、見ることが好きな方、いっしょに写真について語りませんか？
- ★赤羽区民事務所のホールや王子駅カルチャーロードなどで作品を展示しています！



【お問合せ】シルバー人材センター事務局担当：若野

## シリーズ「SCのお仕事」

Vol.5



## 駐輪場管理

## 仕事の内容

北区から指定管理者に選定され、区内の自転車駐車場（8か所）を管理運営するお仕事です。

自転車置場（各ゾーン）への案内誘導と自転車整理が主な仕事です。

利用者の皆さんが、安全かつ安心して気持ちよく利用できるよう努めています。



5人～15人のローテーション就業で1か月あたりの就業日数は12日前後となります。

6:30～13:00、13:00～19:30の2部制の交代就業となります。

自転車駐車場の休場日は、12/29～1/3の年末年始の期間のみとなります。



## 利用者の声



- いつも自転車が整理・整頓されているので出し入れしやすいです。
- 職員の方がいらっしゃるので防犯対策にもなり、安心して利用させていただいています。
- いつも利用しています。職員の方がやさしく声をかけてくださり、気持ちよく出かけることができ、帰って来た時もホッと安心できます。

## 就業会員の声



利用者からの「ありがとうございました」の一声がうれしいです。



利用者の「おはようございます」「行ってきます」の笑顔がうれしい。



就業が体力維持に繋がります。



「今日は寒いね」「暑いね」声をかけることでふれあえます。





# 未就業会員の皆さまへ

## ～就業募集～

申込期限 12月9日(月)  
担当 稲田・奥田・板垣  
TEL 03-3908-8400

公共受注につきまして、令和7年度（令和7年4月～）契約に若干名の会員交代を行います。  
これに伴い、接客能力に優れ、勤勉で体力、能力のある会員を募集いたします。就業の公平を図るため公募し、選考の上、決定いたします。

職 種	内 容	条 件
1 放置自転車整理	・駅周辺の自転車整理 ・平日(月～金) 午前2時間、午後2時間 1日4時間 ・土日祝日 午前2時間、午後2時間 1日4時間	・足腰が丈夫で体力のある方 ・ローテーションではないので、平日もしくは土日祝日就業ができる方
2 駅前広場等清掃	・駅周辺の清掃 月～日 1～3時間程度(現場により異なる) 月間10日程度 ・場所は北区内の主要駅周辺	・清掃技能のある方 ・周囲に配慮して清掃できる方 ・ローテーション就業ができる方
3 清掃事務所庁舎清掃	・北区清掃事務所(王子、浮間、東田端)の清掃、浴室及び脱衣所等の清掃 ・8時～15時 1日6時間 浮間は10時30分～15時30分 1日4時間 ・月～土(祝日含) ローテーション就業	・体力のある男性の方(浴室清掃があるため) ・清掃業務のできる方 ・ローテーション就業ができる方
4 障害者センター施設管理・案内	・障害者福祉センターの受付、施設案内、館内の清掃 ・【昼間】7時30分～16時30分のうち 1日6～7時間 ・【夜間】16時～22時30分のうち 1日5時間 ・月～日 ローテーション就業	・清掃業務のできる方 ・ローテーション就業ができる方 ・協調性のある方 ・夜間のみ男性
5 飛鳥山博物館日常清掃	・博物館内および外周の清掃業務(トイレ清掃含) ・火～日曜日(月曜休館 ※祝日・振替休日を除く) ・7時30分～17時00分 1日3分割 / 4時間 ローテーション就業	・男女募集 ・ローテーション就業ができる方 ・協調性のある方
6 地区体育館開放及び校庭夜間開放施設管理	・区民開放施設(小学校)の管理業務 ・火・木・土曜日 18時15分～21時45分 ただし、祝日は8時45分～18時15分 ・第1・3日曜日 8時45分～18時15分	・男性の方 ・ローテーション就業ができる方 ・協調性のある方
7 授産場用務員	・王子授産場 ・施設内清掃・雑用 ・平日7時45分～16時30分 1日8時間(休憩45分) ・ローテーション就業	・女性の方 ・周囲に配慮して清掃・雑用業務のできる方 ・体力のある方 ・協調性のある方
8 ふれあい館管理	・ふれあい館の受付、施設案内、館内の清掃 ・昼間管理 月～日 8時30分～17時30分 ・夜間管理 月～日 17時15分～22時15分 ・ローテーション就業	・70歳未満の方 ・夜間のみ男性 ・清掃業務のできる方 ・ローテーション就業ができる方 ・協調性のある方
9 自転車駐車場管理	・駅周辺の自転車駐車場管理業務 ・6:30～13:00、13:00～19:30 ・ローテーション就業 1日6.5時間程度	・体力のある方 ・ローテーション就業ができる方 ・協調性のある方
10 防災センター日常清掃	・防災センターの清掃業務 ・平日1日/土日1日 8時～17時 1日8時間 (月曜休館 ※祝日・振替休日を除く) ・ローテーション就業	・女性の方 ・周囲に配慮して清掃業務のできる方 ・体力のある方 ・ローテーション就業ができる方
11 北区役所立体駐車場管理	・駐車場の案内業務 ・平日 8時～18時 のうち7時間 ・ローテーション就業	・接客能力と体力のある男性の方 ・車種などがわかる車好きの方 ・ローテーション就業ができる方

申込手順・説明会日時等につきましては、裏面をご確認下さい。

## ◆申込手順について ～希望する就業先があった場合～

① 電話などで事務局へ申込 → ② 説明会参加(必須) → ③ 選考 → ④ 決定 → ⑤ 4月より就業開始

◆区との契約更新ができない場合は、就業できません。

◆応募申込は1人1職種です。複数の申込はできません。

◆申込者には職種別の説明会を設けます。日程は下記のとおりです。

仕事の条件の詳細説明と選考を行います。12月9日(月)までに電話申し込み(03-3908-8400)の上、ご参加ください。持ち物は筆記用具です。

## 【12月 合同説明会】

会場 北区シルバー人材センター内会議室

12月	午前						午後			
12日(木)		9:30~10:10	1	10:20~11:00	2	11:00~11:50	3	14:00~14:40	4	14:50~15:30
				放置自転車整理		駅前清掃		清掃事務所 庁舎清掃		障害者センター 施設管理・案内
13日(金)	5	9:30~10:10	6	10:20~11:00	7	11:00~11:50	8-1	14:00~14:40	8-2	14:50~15:30
		飛鳥山博物館 日常清掃		地区体育館管理		授産場用務員		ふれあい館管理		ふれあい館管理
17日(火)	9	9:30~10:10	10	10:20~11:00	11	11:00~11:50	8-3	14:00~14:40	8-4	14:50~15:30
		自転車駐車場 管理		防災センター 日常清掃		区役所立体 駐車場管理		ふれあい館管理		ふれあい館管理

## ※お知らせ

説明会は、**シルバー人材センター内会議室のみ**で実施します。ご注意ください。

「ふれあい館管理」の説明会は、4回実施します。説明内容につきましては、同一となりますので、ご都合の良い日時を選びご予約ください。ただし、人数に制限がございますので、ご希望に添えない場合がございます。予めご了承ください。

## ◆現在しごとをしていて別の仕事先へ移りたい方へ

公平性を保つため、現在就業している仕事を3月末で辞めていただく場合もございます。ただし、希望先へ必ず就業できるとは限りません。よくご検討の上、申し込みください。



## 「フリーランス法」の制定を踏まえて 就業機会の提供に関する契約関係を見直します

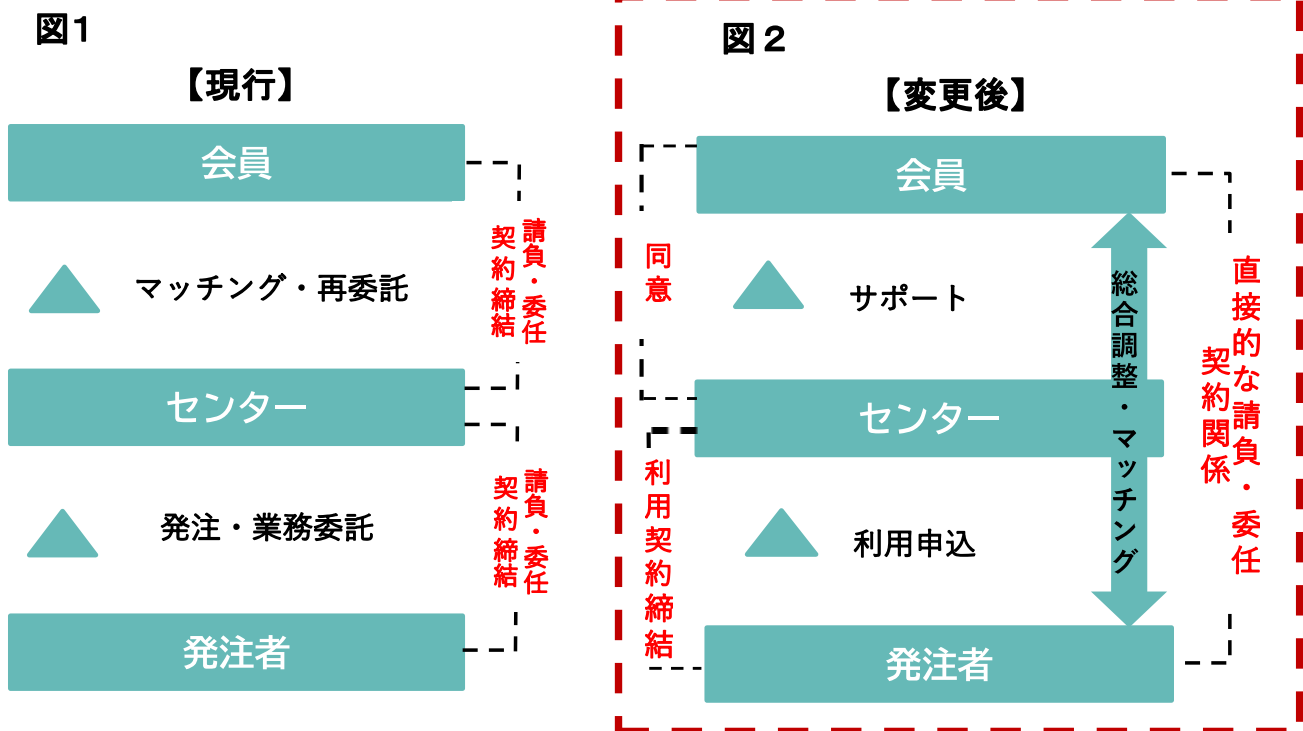
令和5年5月12日に、いわゆる「フリーランス法」（「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」）が公布され、シルバー人材センターの会員もフリーランスに該当することになりました。この法律の趣旨※を踏まえ、またフリーランス法の施行（令和6年11月1日）を見据え、シルバー人材センターの会員が請け負う業務の契約について、契約方法の見直しを行います。

シルバー人材センターを通じて会員が就業機会の提供を受ける現行の契約方法では、会員と発注者との間に直接関係が生じる構造となっておりません。

このため、会員の皆さまがフリーランス法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があり、厚生労働省からも、シルバー人材センターの契約方法について見直しを行うよう方針が示されています。

皆さまにおかれましては、契約方法見直しへのご理解をお願いします。

### ■見直しのイメージ



### ※フリーランス法とは？

個人が事業者（特定受託事業者。いわゆるフリーランス。「シルバーの会員」も該当）として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者（特定業務委託事業者。いわゆる発注者）に対して、給付の内容（いわゆる報酬）その他の事項の明示が義務付けられています。

## 契約方法の見直しによる現行との変更点

### 1 会員とセンターの関係

本契約では会員と発注者との間で請負又は委任契約関係が生じることになりますが、実務面では現在と基本的に変わるところはありません。センターは、発注者と会員の間にあって様々な調整を行います。依頼された仕事の履行や会員が安心して働くことができる環境の確保等についても、現在と同じようにセンターが責任をもって対応します。会員の皆さまには、今までどおり安心して仕事に就いていただき、就業に関して何かお困りのこと等があれば、遠慮なくセンターにご相談ください。

### 2 業務仕様書への同意

発注者とセンターの間で契約を締結することには変わりはありませんが、今後は原則として、就業を予定する会員に対して、業務の内容や報酬（配分金）の額などをお示し（口頭説明を含む）します。その上で、当該業務を受けるかどうか判断いただき、同意いただくこととなります。同意いただくことで発注者との間に契約関係が成立することとなります。

なお、発注者が事業者の場合は、就業前に業務内容や報酬の額などを記載した「会員業務仕様書」を書面または電磁的方法（下記3参照）により明示することとなります。（発注者が個人・家庭の場合は除きます。）

### 3 デジタル化による対応について

会員への「会員就業条件明示書」の明示については、現在センターでその内容をスマートフォンやパソコン、及びタブレット等で会員が自ら確認できるようなデジタルによる明示（Smile to Smile）のシステム作りを進めています。

すでにスマートフォンに慣れ親しんでいる会員の皆さまは、出来るだけデジタル明示を可能とする（Smile to Smile）の登録をお願いします（Smile to Smileの登録等、ご不明の点はセンターまでお問合せください）。

### 4 報酬（配分金）の扱いについて

配分金については、これまでと同様「雑所得」として扱われます。また、所得金額の計算に際して、「家内労働者等の必要経費の特例」が適用され、必要経費として55万円まで認められることについても現行と変わりません。

### 5 シルバー総合保険について

シルバー総合保険の契約内容と補償内容は共に変更ありません。